

# 合併公告

平成29年4月13日

株主及び債権者各位

静岡県浜松市中区寺島町200番地  
株式会社 河合楽器製作所  
代表取締役会長兼社長 河合弘隆

当社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、平成29年6月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、当社の子会社であるメルヘン楽器株式会社（本店所在地 静岡県周智郡森町森829番地の1）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって当社はメルヘン楽器株式会社の権利義務一切を承継し、メルヘン楽器株式会社は解散することになります。

なお、この合併は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の決議を経ずに行うものであります。また、当社はこの合併による当社の新株式の発行及び資本金の増加は行いません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定により、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から二週間以内にお申し出下さい。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

メルヘン楽器株式会社：掲載紙 官報 掲載の日付 平成28年8月1日

掲載頁 86頁（号外第170号）

以上